第十条の二第六項及び第七項中「第五欄」を「第四欄」に改め、同条第八項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「第五欄」を「第四欄」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる当該減価償却資産の取得価額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改め、同条第九項中「、修正申告書又は更正請求書に同項」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項」に改める。

第十条の二の三第一項中「又はホ」を「若しくはホ」に改め、「指示（」の下に「以下この項及び」を加え、「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改め、同条第三項中「から同日」を「又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該避難等指示が解除された日」に、「の間」を「の期間（当該期間内に当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域の変更がある場合には、政令で定める期間）内」に改める。

第十条の三第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改め、同条第三項中「、修正申告書又は更正請求書」を「（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を含む。）」に、「は、当該」を「の計算の基礎となる給与等の額は、」に、「基礎として計算した金額に限るもの」を「限度」に改める。

第十条の三の二第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

第十条の三の三第一項中「又はホに掲げる指示が解除された日から同日」を「若しくはホに掲げる指示が解除された日又は同法第十七条の二第一項に規定する特定復興再生拠点区域復興再生計画につき同条第六項の認定があった日のいずれか早い日から当該指示が解除された日」に、「までの間」を「までの期間（当該期間内における当該特定復興再生拠点区域復興再生計画に記載された同条第一項に規定する特定復興再生拠点区域（以下この項において「特定復興再生拠点区域」という。）の変更により新たに特定復興再生拠点区域に該当することとなる区域については、政令で定める対象期間）内」に改め、「期間（」の下に「当該期間内に同法第十七条の三において準用する東日本大震災復興特別区域法第九条第一項の規定による当該認定の取消しがあった場合その他の政令で定める場合には、政令で定める期間。」を加え、「（同法」を「（福島復興再生特別措置法」に改め、同条第二項中「第十条の五の三」を「第十条の五の四」に改める。

第十条の四第一項中「第三号を除き、」を削り、「調整前事業所得税額」を「調整前事業所得税額の」に、「所得税額」を「所得税額）の」に、「第十条の五の二第四項」を「第十条の五の三第四項」に改める。

第十条の五第三項中「第十条第六項第五号」を「第十条第八項第七号」に改める。

第十一条第一項中「第十条第六項第四号」を「第十条第八項第五号」に改める。

第十一条の二第一項中「平成二十九年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に、「に、賃貸住宅のうち」を「に、」に、「地域をいう。以下この項において同じ」を「地域をいい、東日本大震災復興特別区域法第七条第一項に規定する認定復興推進計画に定められた同法第四条第二項第四号ロに規定する復興居住区域を除く」に改め、「）内において」の下に「、賃貸住宅のうち」を加え、「当該特定激甚災害地域内において」を削り、「の百分の百五十（当該被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時において同法の規定により定められている耐用年数が三十五年以上であるものについては、百分の百七十）に相当する金額」を「とその償却費の額に次の各号に掲げる被災者向け優良賃貸住宅の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて計算した金額との合計額」に改め、同項に次の各号を加える。

一　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における所得税法の規定により定められている耐用年数（次号において「耐用年数」という。）が三十五年未満であるもの　百分の四十（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十）

二　被災者向け優良賃貸住宅のうちその新築の時における耐用年数が三十五年以上であるもの　百分の五十六（平成三十一年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間に取得し、又は新築したものについては、百分の二十八）

第十一条の三中「又は第十条の五から前条までの規定」を「若しくは第十条の五から前条まで又は減価償却資産に関する特例を定めている規定として政令で定める規定」に改め、「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」の下に「（次号において「震災特例法」という。）」を加え、「として」を「と、同条第二号中「定める規定」とあるのは「定める規定又は震災特例法第十一条の三に規定する政令で定める規定」として」に改める。

第十一条の三の二第一項中「規定する避難解除等区域復興再生推進事業」の下に「（以下この条において「避難解除等区域復興再生推進事業」という。）」を加え、「は、当該」を「は、その」に改め、同条第五項第二号中「事業」を「避難解除等区域復興再生推進事業」に改め、同条第七項中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削り、「同法」を「福島復興再生特別措置法」に改め、同条第十一項第二号中「福島復興再生特別措置法第十八条第一項に規定する」を削る。

第十二条第一項中「第二条第十二号の六」を「第二条第十二号の五の二」に改め、同条第六項中「から第八項まで及び」を「、第七項及び第九項並びに」に改め、同項の表租税特別措置法第三十七条第八項の項中「第三十七条第八項」を「第三十七条第九項」に改め、同表租税特別措置法第三十七条の二第二項の項を次のように改める。

租税特別措置法第三十七条の二第二項	前条第四項において準用する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）において	前条第四項	取得指定期間内
		前条第四項の取得	
	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項（同条第五項の規定により適用する場合を含む。）において	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条第四項に規定する期間内	
		同項の取得	
	ときは	ときは、又はその買換資産の地域が同条第四項の地域と異なることとなつたこと若しくはその買換資産（同条第一項の表の第七号に係るものに限る。）の同条第十項第一号に規定する地域若しくは同項第二号に規定する地域若しくはこれらの地域以外の地域の区分が、同条第四項の取得をし、事業の用に供する見込みであつた資産のこれらの地域の区分と異なることとなつたことにより同条第一項に規定する譲渡があつたものとされる部分の金額に過不足額があるとき	取得指定期間内
		前条第四項の取得	